

第3 公益財団法人 群馬県スポーツ協会

担当部局：生活文化スポーツ部

1. 法人の概要

(1) 基本情報

法人の名称	公益財団法人 群馬県スポーツ協会
所在地	群馬県前橋市関根町 800 番地
設立年月日	昭和 52 年 10 月 1 日
代表者名	理事長 野本彰一
資本金	731,515 千円
県の出資割合	68.7%
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 健康スポーツ指導者バンク運営事業・ 教室・公開講座開催事業・ 青少年スポーツ育成事業・ 社会参加促進事業・ 県民体力づくり相談事業・ スポーツ医科学普及事業・ 国民体育大会派遣事業・ 指導者研修・養成事業・ 競技力向上対策事業・ 競技力向上支援事業・ 公有スポーツ施設の受託管理

(2) 沿革

群馬県スポーツ協会、は昭和 52 年 10 月に財団法人群馬県スポーツ振興事業団として設立され、その後、平成 23 年 10 月に財団法人群馬県体育協会と合併、財団法人群馬県スポーツ協会として活動を行っていたが、平成 25 年 4 月公益財団法人へ認定され移行、現在に至っている。

(3) 設立の目的

県民総スポーツを目標として、スポーツの健全なる普及発展に努め、競技力向上と生涯スポーツの振興及び県民体力の保持増進を図り、もって健康で明るく豊かなスポーツ健康立県を実現することを設立目的とする。(定款第 3 条)

(4) 事業の概要

法人の設立目的を達成するため、次の事業を実施している。

① 健康スポーツ指導者バンク運営事業

年齢や体力等に応じたスポーツの指導ができる人材の育成及び資質向上を目的とする研修会・講習会を開催するとともに、地域、職域等のニーズに応じた指導者を派遣し、年齢や体力等に応じたスポーツの指導を行い、県民の健康に対する意識の高揚と健康の保持増進を図る事業。

具体的には以下の事業である。

- ・健康・体力づくり巡回指導
- ・健康スポーツ指導者養成講習会（及び研修会）
- ・生涯スポーツ講習会

② 教室・公開講座開催事業

県民が誰でも気軽にスポーツに触れる機会を提供することで、スポーツの楽しさと汗をかく爽快感を味わい、健康・体力の保持増進を図るとともにスポーツを通じて仲間の輪が広がることを目的に施設の特性を活かした各種教室、公開講座を開催する事業。

具体的な教室及び講座は以下の通りである。

- ・テニス（ナイターを含む）公開講座
- ・初心者アイススケート教室
- ・エンジョイ健康教室

③ 青少年スポーツ育成事業

スポーツ少年活動団体を通じて、そこから生まれる喜びや楽しさが新たな感動を呼び起こし、さらには協調性や想像性など、生きる上で基本となる豊かな情操を養う。また、スポーツを通じて社会のルールを学び相手を思いやる心を養うなど良き社会人への成長に結びつけることを目的とした事業。

具体的な事業は以下の通りである。

- ・スポーツ少年団大会開催
- ・スポーツ少年団顕彰
- ・指導者養成

④ 社会参加促進事業

スポーツによって、年齢や障がいの有無に関係なく誰もが生きがいのある豊かな生活を営むことができる社会の創造を目指し、受託事業を開催し、高齢者及び障がい者の積極的な社会参加を推し進めることで様々な人との交流を図り仲間の輪を広げ、生きがいづくりと社会参加の促進を目的とする事業。なお、平成25年度の受託事業は以下の通り。

- ・ぐんまねりんピック2013（県長寿社会づくり財団からの受託）
- ・群馬県障害者スポーツ大会2013（県障害者スポーツ協会からの受託）

⑤ 県民体力づくり相談事業

現代の生活環境では運動不足や食生活の変化、日常生活のストレスの増加により生活習慣病などの問題を抱えている人が増えている。そのため、県民が健康で快適に生活できるように、安全で無理のない運動・スポーツ指導を行い、健康の保持増進・体力の向上が図れるよう「県民体力づくり相談事業」として、県民のスポーツニーズ（レベル）に応じた各種測定・メディカルチェック及び栄養指導を行う事業。

⑥ スポーツ医科学普及事業

県民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において、安全にそして効果的にスポーツを行うことができるようにするために、薬物に対する意識を高め、スポーツ障（傷）害の予防と個々の診断に対する対処方法を指導し、自主的・自立的に適性や健康状態に応じたスポーツを行うことができるよう以下の事業を行う

- ・アンチドーピング指導
- ・スポーツドクター研修会
- ・アスレティックトレーナー養成講習会
- ・医科学講演会

⑦ 国民体育大会派遣事業

国民体育大会本大会及び冬季大会、関東ブロック大会において本県選手が活躍することは、県民へ感動と活力を与えるとともに、スポーツへの意識を高め、各種スポーツの普及振興にも寄与する。本県選手団が活躍するため、競技力の高い代表選手の選考及び派遣並びに激励活動等を行う事業。

⑧ 指導者研修・養成事業

県民がスポーツへの関わり方に応じて安全で、正しく、楽しいスポーツができるよう、年齢、競技レベルに応じた適切なスポーツ指導のできる公認スポーツ指導員の養成を目的に日本体育協会と各関係競技団体と連携を行い以下のような講習会を実施する事業。

- ・スポーツ指導員養成講習会
- ・スポーツ指導者研修会

⑨ 競技力向上対策事業

本県出身のスポーツ選手が国際大会や全国大会で活躍することは、郷土意識を盛り上げ多くの県民に感動や活力を与えることになる。そこで、本県が高い水準で安定した競技力を確保し、各種大会等において、優秀な成績を収め

るため、経済的基盤の整備や指導者の確保、一貫指導体制の確立等に取り組
み、競技力向上の推進を図る事業。

具体的な事業は以下の通りである。

- ・選手強化対策事業
- ・ぐんまスーパーキッズプロジェクト事業
- ・関東ブロック突破等対策プロジェクト
- ・マネジメントコーチ設置事業
- ・スポーツ医科学活用事業
- ・拠点施設活用事業
- ・ジュニア育成事業
- ・指導者養成

⑩ 競技力向上支援事業

県民のスポーツへの関心を高め、夢と感動を与えることは元気で活力に満
ちた社会形成に繋がると考える。そこで、好成績が収められるようトップア
スリートの活動を支援するとともに、スポーツに興味関心をもった県民へ気
軽に各種大会等に参加する機会を与えることでスポーツの底辺拡大を図る事
業。

具体的な事業は以下の通りである。

- ・国体選手競技力向上支援事業
- ・大会等支援事業
- ・スポーツ顕彰事業

⑪ 公有スポーツ施設の受託管理事業

「群馬県総合スポーツセンター」の指定管理者業務

(5) 基本財産	730,119 千円
(内訳) 投資有価証券	708,843 千円
定期預金	21,276 千円

(6) 人員構成

区分		一般	プロパー	県現職	県OB	計
役員	会長	1				1
	副会長	2		1		3
	理事長				1	1
	理事	17		2	2	21
	監事	1		1		2
職員	事務局長				(1)	(1)
	次長		1			1
	一般職員		16			16
	嘱託・臨時	20				20
合計		41	17	4	3	65

(注) 事務局長は業務執行理事を兼ねているため、理事数に含めている。

2. 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
流動資産	70,267	60,799	70,136	注 1
固定資産	1,160,845	1,169,677	1,181,926	注 2
流動負債	39,930	31,974	43,310	注 3
固定負債	107,500	115,875	124,764	注 4
正味財産	1,083,681	1,082,627	1,083,988	—

備考 資産・負債の主な内訳（平成 25 年度決算）

- 注 1 流動資産 普通預金 54,515 千円
- 注 2 固定資産 投資有価証券（基本財産）708,843千円、
あかぎ国体記念スポーツ振興基金（特定資産）319,657千円
退職給付引当資産（特定資産）109,014千円
- 注 3 流動負債 未払金32,793
- 注 4 固定負債 退職給付引当金124,764千円

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
経常収益	500,633	706,414	703,465	注 1
経常費用	504,396	707,347	705,303	注 2
当期経常増減額	△3,762	△933	△1,838	—
経常外収益	—	—	—	—
経常外費用	721	—	—	—
当期一般正味財産増減額	△4,484	△933	△1,838	—

備考 経常収益・経常費用の主な内訳（平成 25 年度決算）

- 注 1 経常収益
県補助金（受取補助金）105,381千円
県競技力向上対策補助金（受取補助金）200,000千円、
指定管理運営事業委託料（受取委託料）289,645千円
- 注 2 経常費用
給料（事業費）59,232千円、旅費交通費（事業費）51,751千円
光熱水費（事業費）81,828千円、委託料（事業費）101,409千円
負担金補助及び交付金（事業費）193,855千円

(3) 群馬県の出資法人への関与状況

・公的支援（フロー）

（単位：千円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
補助金（助成金）	157,583	361,517	351,591	注 1
利子補給	—	—	—	—
税の減免	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	157,583	361,517	351,591	—
（参考）委託料	290,063	289,645	289,645	注 2

備考 注 1 補助金の内訳（平成 25 年度決算）

- 群馬県スポーツ協会運営費補助 105,282 千円：運営費を定額補助
- スポーツ少年団活動育成費 100千円：運営費を定額補助
- 競技力向上対策 200,000千円：選手強化費を定額補助
- 国体関東ブロック大会派遣 18,554千円：大会参加選手に対する派遣費を定額補助
- 国体派遣 25,459千円：大会参加選手に対する派遣費、ユニフォーム代を補助
- 国体入場行進飾花 90千円：国体開会式入場行進における飾花作成費を定額補助
- 国体輸送費 106千円：国体における競技物品等の輸送費を補助
- 国体関東ブロック大会開催 2,000千円：国体関東ブロック大会実施要領で定められた負担金を定額補助

備考 注 2 委託料の内訳（平成 25 年度決算）

- 総合スポーツセンター指定管理料 289,645千円

・公的支援（ストック）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—	—
貸付金残高	—	—	—	—
出資金	502,700	502,700	502,700	—
合計	502,700	502,700	502,700	—

【事業活動】

3. 事業計画への金額記載

群馬県スポーツ協会では単年度の事業計画があり、事業計画書では事業体系図、基本方針、その後、各事業に関して具体的な方針及びイベント等の内容（日時及び参加予定人数等）が記載されている。

一方で、群馬県スポーツ協会では別途各事業について予算も作成しており、各事業の予算額の把握が可能である。

事業計画とは、目標があり、その目標を達成するための課題があり、その課題を解決するための方策があるといった流れから作成されるものであり、現状の事業計画書においてもその目的はある程度達成されている。

しかしながら、金額のない事業計画では、計画作成側（団体実務側）、計画を見る側（理事、評議員や県など）のいずれも、計画のどこに比重が置かれているか、前年度と比べるとどこがどの程度の規模で変化しているのか、などの可視化が難しい。

別途予算がある以上、事業計画には数値も織り込んだ形で作成すべきであると考えられる。なお、人数を含め、前年度実績との比較形式で記載することにより、より明確な計画になる。

【意見 21】

現状の事業計画は金額（予算等）の記載がなく、計画作成側（団体実務側）、計画を見る側（理事、評議員や県など）のいずれも、計画のどこに比重が置かれているか、前年度と比べるとどこがどの程度の規模で変化しているのか、などの可視化が難しい。別途予算がある以上、事業計画には予算等の金額も織り込んだ形で作成すべきである。

4. アンケート結果の情報開示

群馬県スポーツ協会では事業活動の結果評価として、7年前より毎年利用者向けにアンケートを実施しており、その結果も集計している。

アンケートの内容（概要）は、以下の通りである。

①実施理由

指定管理者制度に伴う事業評価（モニタリング）の一環

②実施内容

施設の利用状況、食堂・宿泊棟について、その他（施設全般についての要望）

③調査人数

男女合わせて 400 名

アンケート実施の主目的は、実施理由にも記載の通り指定管理者としての事業評価である。一般的にアンケートを実施する本来の意味は特定の問題を解決するためであると考えられるが、群馬県スポーツ協会のアンケートは施設の利用者の満足度が中心であり、

満足度の高低が特定の問題と把握されているのであれば、その結果を開示することによって開示される側（県民）にとってもプラスとなり、開示する側にとっても公共機関である以上、公明性、透明性が確保される上に、県民へのアピールにもつながる。

さらに、アンケートはあくまでサンプル調査（400名）であるため、結果をホームページ等で公開することによって、より多くの知らない意見、情報収集にもつながるものと考えられる。

以上より、群馬県スポーツ協会のホームページにおいてアンケート結果を開示すべきであると考ええる。なお、開示に際しては前年や過去の平均との比較形式で見せることにより一層充実した内容になると思われる。

【意見 22】

群馬県スポーツ協会では事業活動の結果評価として、7年前より毎年利用者向けにアンケートを実施しており、その結果も集計している。群馬県スポーツ協会のアンケートは施設の利用者の満足度が中心であり、満足度の高低が特定の問題と把握されているのであれば、その結果を開示することによって開示される側（県民）にとってもプラスとなり、開示する側にとっても公共機関である以上、公明性、透明性が確保される上に、県民へのアピールにもつながる。

さらに、アンケートはあくまでサンプル調査（400名）であるため、結果をホームページ等で公開することによって、より多くの知らない意見、情報収集にもつながるものと考えられる。

よって、群馬県スポーツ協会のホームページにおいてアンケート結果を開示すべきであると考ええる。

5. 補助金の配分方法の公開（競技力向上対策費補助金）

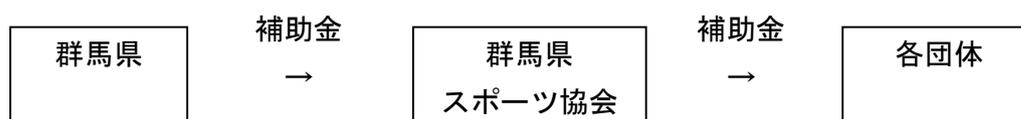
群馬県のスポーツの競技力向上を図るとともに、その活躍により県民に夢と感動を与え、群馬県のスポーツの振興を図るため、競技力向上対策事業として、群馬県から群馬県スポーツ協会に対して補助金が交付されている。

群馬県から群馬県スポーツ協会に交付された補助金は、さらに各団体に配分されて交付されている。平成25年度には、41団体に補助金が交付されている。

補助金が交付された各団体名は、以下のとおりである。

一般財団法人群馬陸上競技協会、群馬県水泳連盟、一般社団法人群馬県サッカー協会、群馬県テニス協会、群馬県ボート協会、群馬県ホッケー協会、群馬県ボクシング連盟、群馬県バレーボール協会、群馬県体操協会、群馬県バスケットボール協会、群馬県レスリング協会、群馬県セーリング連盟、群馬県ウエイトリフティング協会、群馬県ハンドボール協会、群馬県自転車競技連盟、群馬県ソフトテニス連盟、群馬県卓球協会、群馬県野球連盟、群馬県相撲連盟、群馬県馬術連盟、群馬県フェンシング協会、群馬県柔道連盟、群馬県ソフトボール協会、群馬県バドミントン協会、群馬県弓道連盟、群馬県ラ

イフル射撃協会、群馬県剣道連盟、群馬県ラグビーフットボール協会、群馬県山岳連盟、群馬県カヌー協会、群馬県アーチェリー協会、群馬県空手道連盟、群馬県銃剣道連盟、群馬県クレ射撃協会、群馬県なぎなた連盟、群馬県ボウリング連盟、群馬県ゴルフ連盟、群馬県トライアスロン協会、群馬県高等学校体育連盟、群馬県中学校体育連盟、冬季国体推進室



群馬県から群馬県スポーツ協会に交付された補助金は、群馬県スポーツ協会からさらに各団体に配分されて交付されているが、その配分は以下のような基準に基づいて算定されている。

補助金 = (1) 基礎配分 (一定金額) + (2) 競技力配分

- (1) 基礎配分は、団体につき一律の金額である。
- (2) 競技力配分は、主に競技の実績やランク等によって配分額を決定しており、例えば、以下のような基準がある
 - ・過去5年間の国体における獲得得点
 - ・過去5年間の平均獲得得点率
 - ・競技カランク (A、B、C、D)

各団体への補助金額は、主に競技の実績やランク等によって決定されてきたが、これまで補助金の配分方法について、各団体に公開されていなかった。

補助金の配分方法が各団体へ公開され、団体の成績によって補助金が増額されることがわかれば、各団体の成績向上意欲が高まると思われる。また、配分方法が公開されることによって、公平性も担保されると考える。

【意見 23】

群馬県のスポーツの競技力向上を図るとともに、その活躍により県民に夢と感動を与え、群馬県のスポーツの振興を図るため、競技力向上対策事業として、群馬県から群馬県スポーツ協会に対して補助金が交付されている。群馬県から群馬県スポーツ協会に支給された補助金は、さらに各団体に配分されて交付されている。

各団体への補助金額は、主に競技の実績やランク等によって決定されてきたが、これまで補助金の配分方法について、各団体に公開されていなかった。

補助金の配分方法が各団体へ公開され、団体の成績によって補助金が増額されることがわかれば、各団体の成績向上意欲が高まると思われる。また、配分方法が公開される

ことによって、公平性も担保されると考える。

したがって、各団体への補助金の配分方法を公開することが望ましいと考える。

6. 高額の報償費（競技力向上対策事業）

競技力向上対策事業では、補助対象となる経費（補助対象経費）は、スポーツの振興等に関する経費とし、報償費、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金等と定められている。（群馬県スポーツ振興費補助金交付要綱 第3条）

補助対象経費について、補助金が多額に支出されることを防ぐために、用途の基準額（競技力対策用途基準額表）が定められている。

例えば、県外講師については、以下のような基準額がある。

項目	一般基準額	合宿等基準額
交通費	急行・座席指定・新幹線	同左
宿泊費	11,800円以内	同左
報償費	1日20,000円以内	同左

競技力向上対策費用途基準額表には、県外講師の報償費の1日あたりの基準額（いわゆる日当）として、1日20,000円以内と規定されている。

ただし、競技によっては、講師に多額の謝金を支払わなければならない場合もあるため、一部の団体では、1日20,000円を超える報償費が支払われていることがある。

平成25年度の事業実績報告書を閲覧したところ、ある団体において講師の謝礼金として1日あたり10万円が支給され、県外講師の1日あたりの報償費の基準額を超過していた。

しかしながら、1日あたり20,000円を超える高額の報償費を支払い、用途基準額の限度額を超えているにもかかわらず、事業実績報告書等においてその理由（なぜ、多額の報償金を支給したのか）が記載されていなかった。

用途基準額の限度額を超過する経費については、経費支出の必要性を確認するために、実績報告書等に理由の記載を求めるべきであると考えます。

【意見 24】

競技力向上対策事業において、補助対象経費に関して補助金が多額に支出されることを防ぐために、用途の基準額（競技力対策用途基準額表）が定められている。県外講師の報償費の1日あたりの基準額（いわゆる日当）として、1日20,000円以内と規定されている。

平成25年度の事業実績報告書を閲覧したところ、ある団体において講師の謝礼金として1日あたり10万円が支給され、県外講師の1日あたりの報償費の基準額を超過していた。1日あたり20,000円を超える高額の報償費を支払い、用途基準額の限度額を

超えているにもかかわらず、事業実績報告書等においてその理由が記載されていなかった。

使途基準額の限度額を超過する経費については、経費支出の必要性を確認するために、実績報告書等に理由の記載を求めるべきであるとする。

【組織】

7. プロパー職員の理事登用

理事とは理事会を構成するメンバーであり、理事会は法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、会長、副会長、理事長及び業務執行理事の選定及び解職の権限を有している。つまり、理事は法人の重要事項を決定する機関（理事会）の構成員であり、事業の方針次第で群馬県スポーツ協会が大きく舵を取るようになるため、その職責は大きい。

群馬県スポーツ協会では理事の選任については公益法人移行以前より、県の現役職員やOBが任命されているのが慣例となっている。県が出捐団体（外部機関）として運営している以上、その責任者（理事長を含む常勤理事）が県出身者であることの合理性はあるとする。

しかしながら、群馬県スポーツ協会は前身母体であるスポーツ振興事業団が設立されて既に30年以上が経過しており、プロパー職員の中には勤続年数が長い者もあり、群馬県スポーツ協会の業務内容には相当程度、精通している。また、職員の中には過去にスポーツ選手として国体等で活躍した者もいる。群馬県スポーツ協会の業務に精通しており、かつ、自らが選手として活動していたプロパー職員を理事に登用することで、長年の実務の経験に基づく知恵や発想等が経営者の立場になることで新たに生まれ、群馬県スポーツ協会の設立目的である、スポーツの健全なる普及発展に努め、スポーツ健康立県を実現するという目標も今以上に満たせるものとする。

また、群馬県スポーツ協会に限らず県の出捐団体は県からの補助金が削減傾向にある昨今では、各団体は独立した財団としての自立経営が今まで以上に求められるところであるが、群馬県スポーツ協会が自立し今後継続して安定的な経営を行っていくためにも、群馬県スポーツ協会の出身者であるプロパー職員の理事への登用が望まれるところである。

さらに、プロパー職員の理事登用が実現されれば、今後の職員のモチベーションアップにもつながり、結果的に組織として、より活性化することも期待できる。

以上より、今後理事の選定にあたっては群馬県スポーツ協会のプロパー職員（OBを含む）人材に登用することも視野に入れるべきである。

【意見 25】

理事は法人の重要事項を決定する機関（理事会）の構成員であり、事業の方針次第で群馬県スポーツ協会が大きく舵を取るようになるため、その職責は大きい。

群馬県スポーツ協会では理事の選任については公益法人移行以前より、県の現役職員やOBが任命されているのが慣例となっているが、県が出捐団体（外部機関）として運営しているためその責任者を県出身者に任せることに一定の合理性はある。

しかしながら、群馬県スポーツ協会は発足して既に30年以上経過しており、プロパー職員の中には勤続年数が長い者もあり、群馬県スポーツ協会の業務内容には相当程度、精通している。また、職員の中には過去にスポーツ選手として国体等で活躍した者もいる。また、群馬県スポーツ協会に限らず県の出捐団体は県からの補助金が削減傾向にある昨今では、各団体は独立した財団としての自立経営が今まで以上に求められるところであるが、群馬県スポーツ協会が自立し今後継続して安定的な経営を行っていくためにも、群馬県スポーツ協会のOBであるプロパー職員の理事への登用が望まれるところである。

さらに、プロパー職員の理事登用が実現されれば、今後の職員のモチベーションアップにもつながり、結果的に組織として、より活性化することも期待できる。以上より、今後理事の選定にあたっては群馬県スポーツ協会のプロパー職員（OBを含む）人材を登用することも視野に入れるべきである。

8. 役員（理事）の役員会（理事会）への出席率

理事とは理事会を構成するメンバーであり、理事会は法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、会長、副会長、理事長及び業務執行理事の選定及び解職の権限を有している。

つまり、法人における理事会とは法人の業務の執行を決定する最高機関であるため、その構成員である理事には多様な人材を集結させることによって、その英知を結集させ、法人にとって最良の判断を決定できるようにすべきと考えられている。

このような背景のもと、非常勤の理事として県以外の地方自治体の長も選任している。

しかしながら、過去3年間の同氏の理事会の出席状況を見ると以下の通りであり、その出席率は芳しくない。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
理事会開催回数	4回	7回	4回（注）
同氏出席回数	—	—	—

（注）平成25年度は上記の他に1回開催されているが、書面開催であるため上記には含めていない。

上表からわかるように、過去3年間はすべて欠席している状況である。欠席の理由としては理事会の開催候補日を決定するにあたり、常勤理事や現役の県の役職者を優先した結果、同氏が欠席となってしまっていること及び同氏は他の自治体の長であるため当然に公務が忙しく都合がつかないとのことである。

しかしながら、理事会は群馬県スポーツ協会にとって評議員会と同じく業務執行を行

っていく上で重要な機関であるため、その構成員が理事会を欠席し続けるとなると、そもそもの選任趣旨が満たされないとともに、理事会そのものの形骸化につながるおそれもある。

よって、出席が可能な者が理事となるように理事選任に関して見直しを行う必要がある。

【意見 26】

群馬県スポーツ協会では、非常勤理事として県以外の自治体の長を選出している。

しかし、平成 23 年度から平成 25 年度までの過去 3 年間はすべて欠席している状況である。欠席の理由としては理事会の開催候補日を決定するにあたり、常勤理事や現役の県の役職者を優先した結果、同氏が欠席となってしまっていること及び同氏は他の自治体の長であるため当然に公務が忙しく都合がつかないとのことである。

理事会は群馬県スポーツ協会にとって評議員会と同じく業務執行を行っていく上で重要な機関であるため、その構成員が理事会を欠席し続けるとなると、そもそもの選任趣旨が満たされないとともに、理事会そのものの形骸化につながるおそれもある。

よって、出席が可能な者が理事となるように理事選任に関して見直しを行う必要がある。

9. 評議員会の評議員の出席率

評議員会とは以下の事項（定款第 20 条）を決定する機関であり、評議員で構成されている。

- ①理事及び監事の選任または解任
- ②理事、監事及び評議員の報酬等の額
- ③各事業年度の事業計画及び予算の承認
- ④各事業年度の事業報告及び決算の承認
- ⑤定款の変更
- ⑥残余財産の処分
- ⑦基本財産の処分又は除外の承認
- ⑧その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

このように、評議員会は業務の執行を除く、ほぼすべての権限を有する組織体であり、法人で最も重要な機関といえる。

評議員会の過去 3 年間の出席率は以下の通りである。

平成 23 年度	第 1 回	第 2 回
開催日	H23. 10. 22	H24. 3. 22
出欠率	53%	54%

平成 24 年度	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
開催日	H24. 5. 25	H24. 8. 10	H24. 8. 31	H25. 3. 22
出欠率	53%	62%	63%	50%

平成 24 年度	第 7 回	第 8 回
開催日	H25. 6. 14	H26. 3. 26
出欠状況	65%	69%

出席率は上表からもわかるように低い状況であり、概ね 50%から 60%台での推移である。出席率が低い背景には評議員の人数による部分も大きいと考えられる。

群馬県スポーツ協会の評議員は平成 25 年度末時点では 103 名であり、体育協会との合併といった過去の経緯があるにせよ、他の団体に比して多いのが実情である。

評議員会は団体にとって重要な機関であるため、その構成員が多いほうが意思決定が慎重になり団体運営にとっては健全な面もあるが、一方で、構成員が多いゆえに意思決定が遅くなることや出席率が低くなるなどの弊害もある。

以上より、現状の評議員数を削減する方向で見直すか、あるいは出席可能な評議員を選任するなどの対応を図るべきであると考ええる。

【意見 27】

評議員会の出席率は平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間で概ね 50%から 60%台での推移している。出席率が低い背景には評議員の人数による部分も大きいと考えられる。

群馬県スポーツ協会の評議員は平成 25 年度末時点では 103 名であり、体育協会との合併といった過去の経緯があるにせよ、他の団体に比して多いのが実情である。

評議員会は団体にとって重要な機関であるため、その構成員が多いほうが意思決定が慎重になり団体運営にとっては健全な面もあるが、一方で、構成員が多いゆえに意思決定が遅くなることや出席率が低くなるなどの弊害もある。

以上より、現状の評議員数を削減する方向で見直すか、あるいは出席可能な評議員を選任するなどの対応を図るべきであると考ええる。

【人事】

10. 県OB職員の採用過程の明確化

群馬県を退職したいわゆるOB職員は、その豊富な行政経験を求められ、各外郭団体において再雇用される場合がある。一方で、県OB職員の外郭団体への再就職は、団体の自立性、手続の透明性、公平性等、多くの課題があり、県OB職員を採用する際にはそのような課題に留意することが必要であると考ええる。

群馬県スポーツ協会では、理事長と事務局長（平成 26 年 6 月から理事兼務）が県〇 B 職員である。事務局長を採用した際に、履歴書等採用者の詳細な情報は入手していないとの回答であった。

現状では、群馬県スポーツ協会において、どのような人材が必要で採用したのかが明確になっていない。組織において一度採用した者は、雇用契約期間は雇用し続ける義務があることから、選考過程を明確にしておくことは極めて重要であり、選考過程を明確にしておくことにより、その人材を採用した理由及び採用の判断の客観性・公平性を明確にすることができる。

群馬県スポーツ協会は、採用の客観性、公平性を確保したことを明確にするため、履歴書等採用者の詳細な情報を入手する必要があると考える。

【意見 28】

群馬県スポーツ協会では、理事長と事務局長（平成 26 年 6 月から理事兼務）が県〇 B 職員である。事務局長を採用した際に、履歴書等採用者の詳細な情報は入手していないとの回答であった。

現状では、群馬県スポーツ協会において、どのような人材が必要で採用したのかが明確になっていない。組織において一度採用した者は、雇用契約期間は雇用し続ける義務があることから、選考過程を明確にしておくことは極めて重要であり、選考過程を明確にしておくことにより、その人材を採用した理由及び採用の判断の客観性・公平性を明確にすることができる。

群馬県スポーツ協会は、採用の客観性、公平性を確保したことを明確にするため、履歴書等採用者の詳細な情報を入手する必要があると考える。

【資産運用】

11. 資金（資産）運用規程の創設

群馬県スポーツ協会の運用資産は大別して基本財産と特定資産とに分かれるが、その内訳は以下の通りである。

	平成 25 年度
【基本財産】	千円
国債	374,412
県債	334,431
定期預金	21,276
小計	730,119
【特定資産】	
国債	372,966
県債	6,626
定期預金	63,680

普通預金	3,200
土地	1,395
小計	447,869
合計	1,177,989

上表の通り、実際の運用に関しては安全資産とされている国債と県債、預金のみである。なお、特定資産に含まれている職員の退職給付の引当資産についても安全性の高い国債と定期預金のみである。

また、その運用額については平成 25 年度末において基本財産が 730,119 千円、特定資産についても 447,869 千円と相当程度多額である。

資産運用額が多額にもかかわらず、現状では資産運用に関する規程がなく、実務上は、運用担当者やその上席者等の判断で行われているのが実情である。

現時点では、安全資産のみの運用であり運用方法に問題はないものの、今後の経済情勢等によっては運用方針について方向転換が求められる場面があるかもしれない。そのような場面において資金（資産）運用規程が存在しないのであれば、実務において判断を誤る可能性がある。

以上より、資産運用方針を含め、規程を整備すべきであると考える。

【意見 29】

法人の資産運用額については平成 25 年度末において基本財産が 730,119 千円、特定資産についても 447,869 千円と相当程度多額である。

現時点では、運用方法に問題はないものの、今後の経済情勢等によっては運用方針について方向転換が求められる場面があるかもしれない。そのような場面において資金（資産）運用規程が存在しないのであれば、実務において判断を誤る可能性がある。

以上より、資産運用方針を含め、規程を整備すべきであると考える。

【指定管理者制度】

12. 指名入札する対象事業者

群馬県スポーツ協会は、指名競争入札業者を選定するにあたり、選定基準を決めている。選定基準には、緊急対応の必要性があるとの理由により地理的条件を付している。

指名競争入札業者選定理由書には、地理的条件として、「前橋市を中心に近隣の高崎市・渋川市」と記載されている。

しかし、委託する業務には、清掃業務・庭園管理等のように緊急対応する必要がない業務もある。また、本社が、東毛・北毛等地域にあっても、支店・営業所がスポーツセンターの近隣に存することもある。これらの点を考慮すると、地理的条件を付すことの必要性に疑問が生じる。

指名競争入札業者の選定にあたり、地理的条件を除外する必要がある。地理的条件を除外することにより、県内の業者に対し公平性が確保できる。

(参考) 指名競争入札業者選定理由書

1 選定基準

- (1) 資格
 - ・群馬県の競争入札参加者名簿に記載されていること
 - ・等級は、A又はBであること。
 - (2) 地理的条件
 - ・前橋市を中心に隣市の高崎市・渋川市まで
- 以下 (略)

また、指名競争入札の対象業務は以下のとおりである。

- (1) 清掃及び建物環境衛生管理業務
- (2) 機械設備運転管理業務
- (3) ぐんまアリーナ・武道館空調設備保守点検業務
- (4) 庭園維持管理業務
- (5) ふれあいグラウンド芝生維持管理業務

【意見 30】

群馬県スポーツ協会は、指名競争入札業者を選定するにあたり、選定基準を決めている。選定基準には、緊急対応の必要性があるとの理由により地理的条件を付している。

しかし、委託する業務には、清掃業務・庭園管理等のように緊急対応する必要がない業務もある。また、本社が、東毛・北毛等地域にあっても、支店・営業所がスポーツセンターの近隣に存することもある。これらの点を考慮すると、地理的条件を付すことの必要性に疑問が生じる。

したがって、このような場合には、公平性及び競争性向上の観点から、地理的条件を除外すべきであると考えます。

13. 指定管理に関する情報公開

群馬県の情報公開条例においては、第41条の2第1項において、以下の通り指定管理者が行う指定管理業務に関する文書に関する情報公開について定めている。

(参考) 情報公開条例

第41条の2

指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条1項に規定する公の施設に関するものについて、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

群馬県スポーツ協会は上記の規定に基づいて、情報公開を行うための必要な手続を定めた「公益財団法人群馬県スポーツ協会指定管理業務情報公開要綱」（以下、要綱）を策定している。

この要綱には、指定管理者の行う指定管理業務に関する文書等について、開示の申出があった場合に開示することのできる文書等の定義や、開示の申出の方法等が定められているほか、開示申出者が申出を行う場合や協会が開示決定通知を行う場合に利用するための所定の様式が定められている。

また、要綱の第3条には「協会は、指定管理者業務に関して県民への積極的な情報の公開に努めるものとする。」とあり、群馬県の情報公開条例の趣旨に従い、群馬県スポーツ協会が自らに指定管理業務に関する情報公開を積極的に行うことを求めている。

しかしながら、このように情報公開条例の趣旨に則り要綱が定められてはいるものの、当該要綱に従った情報公開の制度は一般に周知されていないため、当該制度を利用した開示の申し出は現在まで1件も実行されていないとのことである。

他県においては指定管理者の情報公開制度として、協会が要綱で定めているものと同様の内容を県のホームページに掲載し、一般市民からの開示請求を受け付けている例もみられることから、群馬県においても県と協会とで協力を図りながら、指定管理者の情報公開のあり方や周知方法等について改めて検討し、情報公開制度をより実効性のあるものにする必要があると考える。

【意見 31】

群馬県の情報公開条例における指定管理者が行う指定管理業務に関する文書に係る情報公開の定めに基づき、協会側では保有文書の情報公開を行うための定めとして「公益財団法人群馬県スポーツ協会指定管理業務情報公開要綱」を定めているが、これらに定められている内容が一般に周知されていないため、現在までこの制度を利用した開示請求の実績が1件もないという状況となっている。

指定管理者の情報公開のあり方や周知の方法等について、県と協力を図りながら改めて検討し、情報公開制度をより実効性のあるものにする必要があると考える。

【会計】

14. 賞与引当金に関する社会保険料の未払計上

平成26年6月に支給する賞与の平成26年3月期負担分について、引当金計上しているが、これに対する社会保険料の負担分を未払費用として計上していない。引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の費用または損失として計上するものである。このため、平成26年3月期までの労働の対価として支払う賞与については、平成26年3月期に負担すべき費用として、引当金を計上している。

一方で、賞与に対する社会保険料（健康保険料＋厚生年金保険料）の事業主負担分に

については、賞与を支給するときには必ず発生し、金額を合理的に見積もれることから、賞与と同様に平成26年3月期の費用として費用計上することが望ましい。

【意見 32】

平成26年6月に支給する賞与の平成26年3月期負担分について、引当金計上しているが、これに対する社会保険料の負担分は費用として計上していない。賞与に対する社会保険料の事業主負担分についても、平成26年3月期負担分として計上することが望ましい。

このため、平成26年3月期の費用として認識すべき金額〔賞与に係る社会保険料（健康保険料＋厚生年金保険料）の事業主負担分の4/6か月分である、約1,200千円〕を費用計上することが望ましいと考える。

15. 備品台帳の整備

県から貸与されている工具器具備品及び備品（以下、「備品」という。）については、備品管理台帳により管理している。備品台帳と現物とを年に1度、3月に照合しており、備品シールが貼付されているものには「○」、ないものには「v」が確認欄に記載されている。

しかし、以下の備品については確認欄が空欄であり、現物の確認が出来ていなかった。

備品番号	備品名称	保管場所	取得年月日	取得価格
H1-30484	車イス	ぐんまアリーナ1F 医務室	H8. 10. 8	—
H12-707	段違い平行棒用追加下敷マット	ぐんまアリーナ1F 器具庫(南)	H12. 6. 16	699, 300
H12-708	平均台用追加下敷マット	ぐんまアリーナ1F 器具庫(南)	H12. 6. 16	1, 249, 500
H12-709	跳馬用追加下敷マット	ぐんまアリーナ1F 器具庫(南)	H12. 6. 16	274, 050
H14-1007	バレーボール用得点板	ぐんまアリーナ1F 器具庫(南)	H14. 9. 5	72, 030
H21-9634	体操跳躍板	ぐんまアリーナ1F 器具庫(南)	H22. 3. 30	177, 450
H21-9635	体操跳躍板	ぐんまアリーナ1F 器具庫(南)	H22. 3. 30	177, 450

また、シールが貼付されていない備品が多く見受けられた。形状によりシールが貼付出来ないものはやむを得ないが、アーチェリー競技用表示器、折りたたみ椅子運搬車、剣道得点板、跳馬（テーブル型）など、一部に貼付され、一部に貼付されていない備品は貼付することが可能であることから、剥がれてしまったものについては再度貼付する必要がある。シールを貼付することにより、備品の合計の個数で管理するのではなく、1対1対応で管理が可能となり、紛失時において、どの備品が紛失したのかを把握する

ことが可能となる。

県から貸与されている備品は、県の所有物である。群馬県スポーツ協会は借用物について正しく管理する責任があり、適切な管理責任を果たすことが必要であるとする。

【意見 33】

県から貸与されている工具器具備品及び備品（以下、「備品」という。）については、備品管理台帳により管理している。備品台帳と現物とを年に1度、3月に照合しているが、現物の確認が出来ていない備品が散見された。

また、シールが貼付されていない備品が多く見受けられた。剥がれてしまった備品については再度貼付する必要がある。シールを貼付することにより、備品の合計の個数で管理するのではなく、1対1対応で管理が可能となり、紛失時において、どの備品が紛失したのかを把握することが可能となる。

県から貸与されている備品は、県の所有物である。群馬県スポーツ協会は借用物について正しく管理する義務があり、適切な管理責任を果たすことが必要であるとする。

16. 使用していない工具器具備品（固定資産）及び備品（消耗品）

パソコンなど、現在使用していないが、倉庫に置いてある備品等は以下の通りである。個人情報保護の観点から、データを削除して廃棄しなければならないが、適任である業者が見つからないこと、費用がかかること等の理由からそのままにされている。

【工具器具備品】

番号	品名・規格	取得年月日	取得価格	期末残高	保管場所
13	パソコン NEC	H3. 9. 1	422, 712	12, 682	2F 西倉庫
14	プリンター（キャノン）	H4. 3. 3	178, 808	5, 364	〃
16	パソコン（シャープ）	H10. 3. 27	378, 000	11, 340	〃
17	プリンター（エプソン）	H10. 3. 27	138, 915	4, 168	〃
18	パソコン（シャープ）	H11. 11. 30	296, 100	8, 883	〃
19	パソコン（シャープ）	H11. 11. 30	296, 100	8, 883	〃
20	パソコン（シャープ）	H11. 11. 30	296, 100	8, 883	〃
21	パソコン（シャープ）	H11. 11. 30	296, 100	8, 883	〃
22	パソコン（シャープ）	H11. 11. 30	296, 100	8, 883	〃
31	液晶パソコン	H17. 3. 31	139, 125	4, 173	2F 東倉庫
32	液晶パソコン	H17. 3. 31	139, 125	4, 173	〃

【備品】

番号	品名・規格	取得年月日	個数	取得価格	保管場所
21-1	デスクトップパソコン・エプソン EndeavorAT970	H21. 6. 3	1	95, 235	2F 倉庫

今後使用予定のない備品が保管されており、個人情報が増えるリスクも考えられること、資産の置き場も限られることから、不要なものは適切に処分する必要がある。このため、できる限り速やかに、業者を選定し、予算を計上して、処分することが望ましい。

【意見 34】

パソコンなど、現在使用していないが、倉庫に置いてある備品等がある。個人情報保護の観点から、データを削除して廃棄しなければならないが、適任である業者が見つからないこと、費用がかかること等の理由からそのままにされている。

今後使用予定のない備品が保管されており、個人情報が増えるリスクも考えられること、資産の置き場も限られることから、不要なものは適切に処分する必要がある。このため、できる限り速やかに、業者を選定し、予算を計上して、処分することが望ましい。

17. 固定資産台帳と現物との照合の証跡

毎年3月には固定資産台帳と現物との照合を行っているとのことであるが、その証跡が残っていない。固定資産台帳と現物との照合を行うことで、資産に計上されている固定資産が実際に存在することが確認できる。また、毀損している資産があれば、修繕を行い、使用できそうにない状態であれば、廃棄処理を行うことが可能となる。

現在、照合は実施しているとのことであるが、その証跡がないため、実際に実施したか否かを確認することができない。年数が経過した後に、いつからその固定資産が毀損していたのか、存在しなかったのかが分かるように、いつ、誰が固定資産台帳と現物との照合を行ったのか証跡を残しておく必要がある。

【意見 35】

毎年3月には固定資産台帳と現物との照合を行っているとのことであるが、その証跡が残っていない。

現在、照合は実施しているとのことであるが、その証跡がないため、実際に実施したか否かを確認することができない。年数が経過した後に、いつからその固定資産が毀損していたのか、存在しなかったのかが分かるように、いつ、誰が固定資産台帳と現物との照合を行ったのか証跡を残しておく必要がある。

18. 備品の貸与

協会所有の備品のうち、以下のものを無償貸与している。

番号	品名・規格	取得年月日	個数	取得価格	保管場所
23-3	ハートレートモニターセット（心拍計）	24. 2. 29	1	39, 900	コナミ
23-4	ラクトプロ（簡易血中乳酸測定器）	24. 2. 29	1	59, 850	コナミ
24-4	ミスティックポール（棒高跳用）	24. 6. 1	1	49, 500	陸上
24-5	ミスティックポール（棒高跳用）	24. 6. 1	1	49, 500	陸上

25-4	ルディックポール（棒高跳用）	25.6.26	1	39,900	陸上
25-5	ルディックポール（棒高跳用）	25.6.26	1	39,900	陸上

これは、「ぐんまスーパーキッズプロジェクト」スタッフプランの指導者支援事業として、指導者が必要とする強化練習用具等を補助しており、ハートレットモニターセット及びラケットプロは水泳の指導者へ、ミススティックポール及びノルディックポールは陸上の指導者へそれぞれ無償貸与している。しかし、貸出簿や借用書等の書類は存在しない。

また、激励に行った時などに、必要に応じて現物を確認しているとのことであるが、他の備品と同様には、年に1度、3月の現物確認は行われていない。

平成13年度の包括外部監査において、備品の貸付について、以下の指摘がなされている。

備品の貸出の原則は、新しいぐんまアリーナに置いてある備品は、原則として貸出せず、それ以外の古いものは、必要に応じて貸し出している。例外的に、第56回国体関東ブロック大会剣道競技に伴う物品をある団体に貸し出したことがある。これに関しての依頼書・局長決裁稟議はあるものの、先方の借用書類・その他の返却に伴う書類が不備であった。

また、それ以外の貸出に伴う備品器具等借用書リストを一覧したが、返却時に異常の有無（貸与期間中に壊れていないかどうか）を確認して、担当者の承認を受けることになっているが、その返却承認印のないものが、見受けられた。書類の整備も重要である。

この指摘を受けて、「貸出しにおける責任の所在を明確にするため、借主に借用条件を十分に確認した上で借用書を徴するとともに、貸出備品の返却を受けた際には、対応した職員が破損等の点検をした上で貸出簿に返却承認印を押すこととし、平成13年12月から実施している」という改善措置が提出されている。

協会の備品を無償貸与しているのであるから、借用書を入手し、管理を行う必要がある。また、年に1度の現物確認を行う必要があるが、群馬県スポーツ協会の職員が確認を行うことが困難であれば、3月31日時点で借用者から証明書等を入手する必要がある。

【指摘事項 6】

群馬県スポーツ協会所有の備品のうち、6点を無償貸与している。激励に行った時などに、必要に応じて現物を確認しているとのことであるが、他の備品と同様に、年に1度、3月の現物確認は行われていない。

平成13年度の包括外部監査において、備品の貸付について、貸付時の書類の不備が指摘されている。この指摘を受けて、「貸出しにおける責任の所在を明確にするため、借主に借用条件を十分に確認した上で借用書を徴するとともに、貸出備品の返却を受けた際には、対応した職員が破損等の点検をした上で貸出簿に返却承認印を押すこととし、平成13年12月から実施している」という改善措置が提出されている。

協会の備品を無償貸与しているのであるから、借用書を入手し、管理を行う必要がある。また、年に1度の現物確認を行う必要があり、群馬県スポーツ協会の職員が確認を行うことが困難であれば、3月31日時点で借用者から証明書等を入手する必要がある。

19. コインロッカー内現金の回収管理

コインロッカー内現金回収管理は、月1回、月末近くに回収されている。

平成13年度の包括外部監査において、以下の意見が出されている。

使用料収入の現金はローテーション表にもとづき、日々回収されているが、コインロッカー内の現金については例外的に月1回、月末近時に回収されており、利用記録の出力がないうえ、1人で回収を担当する状況がある。

少額とはいえ、月によっては10万円超の場合もあるので、その回収は2人で担当することを原則とし、回収メモに2人の確認サインまたは押印を付すことが望まれる。

この意見を受け、「コインロッカー内現金の回収について、担当者2名の相互確認により回収し、使用料金集計表に当該2名が押印することとし、平成14年4月から実施している」との改善措置が提出されている。

しかし、年度の使用料金集計表を閲覧したところ、2月では8件中4件（1か所重複して数えているため、通常7か所であるが8件となっている）、3月では7件中1件において、1人又は0人しか署名押印がなされていなかった。

現金は盗難・着服等のおそれもあるため、複数人で管理することが望ましい。改善措置において、担当者2名の相互確認により回収し、2名が押印すると改善措置を講じているにもかかわらず、実際は改善措置通りになっておらず、十分な改善がなされていない。

【指摘事項 7】

コインロッカー内現金回収管理は、月1回、月末近くに行われている。平成13年度の包括外部監査において、「コインロッカー内の現金については（省略）その回収は2人で担当することを原則とし、回収メモに2人の確認サインまたは押印を付すことが望まれる」との意見が出された。これを受け、「コインロッカー内現金の回収について、担当者2名の相互確認により回収し、使用料金集計表に当該2名が押印することとし、平成14年4月から実施している」との改善措置が提出されている。

しかし、年度の使用料金集計表については、2月では8件中4件（1か所重複して数えているため、通常7か所であるが8件となっている）、3月では7件中1件において、1人又は0人しか署名押印がなされていなかった。

現金は盗難・着服等のおそれもあるため、複数人で管理することが望ましい。改善措置において、担当者2名の相互確認により回収し、2名が押印すると改善措置を講じているにもかかわらず、実際は改善措置通りになっておらず、十分な改善がなされていない。

20. 経常収益の区分経理

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）第 19 条（収益事業等の区分経理）では、計算書類の作成について損益計算書（正味財産増減計算書）は、内訳表において会計を公益目的事業に関する会計（公益目的事業会計）、収益事業等に関する会計（収益事業等会計）及び管理業務やその他の法人全般に係る事項（公益目的事業や収益事業等に属さない事項）に関する会計（法人会計）の 3 つに区分すべきことを規定している（公益認定等ガイドライン）。

群馬県スポーツ協会では、公益目的事業と収益事業及び法人会計の 3 つに会計が区分されており、事業費や管理費については会計区分ごとに区分経理され、また事業に共通して発生する事業費や管理費も一定の按分基準により各事業の事業費、管理費として計上されている。これらの費用配賦の計算は振替回議書の作成、承認という手続きを経て会計システムに適正に入力され、総勘定元帳に反映されている。

しかし、正味財産増減計算書の内訳表のうち経常収益に計上されている補助金や運用益等の収益については会計区分ごとに区分経理がなされていない。すなわち、収益についても、事業費や管理費と同様に会計区分ごとに区分経理することが法律で求められているにもかかわらず、法人全体の収益として計上されたまま決算手続きが終了している。しかし、外部報告用の財務諸表では、費用と同様に収益についても会計区分ごとの計算がなされており、担当者に確認すると、収益については直接手計算により按分し、財務諸表を作成したとのことであった。

経常収益（一部）	総勘定元帳での表示	財務諸表による区分
県補助金	法人全体	公益目的事業及び法人会計
指定管理運営委託料	同上	公益目的事業及び収益事業
受取負担金	同上	公益目的事業及び法人会計
参加者受取負担金	同上	公益目的事業及び法人会計
雑収益	同上	公益目的事業及び法人会計

群馬県スポーツ協会の会計規程第 7 条では、「すべての取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする」とあり、決算における各事業分に按分する費用及び収益は、振替伝票（振替回議書）を起票して承認を受けたうえで会計処理されなければならないとされている。この点に関して、事業費及び管理費においては、公益法人移行認定申請書における按分基準によって、振替伝票（振替回議書）が作成されている。しかし、経常収益に関しては、会計区分ごとの計上を行っていないだけでなく、各会計区分に按分が必要な科目についても振替伝票（振替回議書）が作成されず、直接、外部報告用の正味財産増減計算書で手計算により按分処理されているため、会計規程に基づいた正しい処理とはいえない。この場合、按分処理の根拠や基準、振替金額の正確性が確認でき

ない状態となるため、正しい財務諸表の作成が担保されない可能性がある。

各会計区分に経常収益を区分経理するとともに、各会計区分へ按分計算が必要な収益については、会計規程第7条どおり、振替伝票（振替回議書）に起票して承認を受けたうえで会計処理すべきである。この場合、収益における各会計区分への金額の按分基準を明確にし、第三者から会計処理のプロセスや金額の正確性が確認できる仕組みを整えることが必要である。また、按分基準の明確化については、事業費や管理費と同様に按分基準の一覧表を作成し、それに基づいた振替回議書の作成及び承認後に会計処理を行うことが必要である。

【指摘事項 8】

認定法第19条について、公益認定等ガイドラインでは、計算書類の作成について正味財産増減計算書は、内訳表において会計を公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3つに区分すべきことを規定している。

群馬県スポーツ協会では、公益目的事業と収益事業及び法人会計の3つに会計が区分されており、事業費や管理費については会計区分ごとに区分経理され、また事業に共通して発生する事業費や管理費も一定の按分基準により各事業の事業費、管理費として計上されているが、正味財産増減計算書の内訳表のうち経常収益に計上されている補助金や運用益等の収益については会計区分ごとに区分経理がなされていない。

しかし、外部報告用の財務諸表では、収益の会計区分ごとの計算は手計算でなされていた。

群馬県スポーツ協会の会計規程第7条では、「すべての取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする」とあり、決算における各事業分に按分する費用及び収益は、振替伝票（振替回議書）を起票して承認を受けたうえで会計処理されなければならないとされている。経常収益に関しては、会計区分ごとの計上を行っていないだけでなく、各会計区分に按分が必要な科目についても振替伝票（振替回議書）が作成されていなかったため、会計規程に基づいた正しい処理とはいえず、按分処理の根拠や基準、振替金額の正確性が確認できない状態となるため、正しい財務諸表の作成が担保されない可能性がある。

各会計区分に経常収益を区分経理するとともに、各会計区分へ按分計算が必要な収益については、会計規程第7条どおり、振替伝票（振替回議書）に起票して承認を受けたうえで会計処理すべきである。収益についても事業費や管理費と同様に按分基準を作成し、その一覧表を作成して、それに基づいた振替回議書の作成と承認後に会計処理を行い、これらのプロセスを第三者が検証できる仕組みを整えることが必要である。

21. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金の計上基準は、「職員の退職給与に備えるための当期末要支給額に相当する金額を計上している」となっている。

当期末要支給額とは、事業年度末において職員が退職したと仮定した場合に、支給されると想定される退職金総額を意味している。

また、退職給付会計基準の導入に伴う会計基準変更時差異に関しては、11年間にわたって定額法により費用処理する方法を採用している。

会計基準変更時差異とは、具体的には退職給付会計基準を導入した事業年度（平成21年度）の期首における退職金の要支給額と退職給付引当金残高との差額であり、群馬県スポーツ協会では約98百万円の不足額が発生していた。

当該費用処理の方法は、公益法人会計基準の運用指針（附則3）に則したものであり、妥当な会計処理である。

この方法に従えば、11年後には差異が解消され、退職給付引当金と退職金の期末要支給額とは一致することとなる。なお、平成21年度より当該処理方法を採用しており、差異の解消は平成31年度末になると想定されている。

<会計基準変更時差異の解消スケジュール>

年度	費用処理額	変更時差異
		△ 97,780,910
平成21年度	8,889,180	△ 88,891,730
平成22年度	8,889,173	△ 80,002,557
平成23年度	8,889,173	△ 71,113,384
平成24年度	8,889,173	△ 62,224,211
平成25年度	8,889,173	△ 53,335,038 (A)
平成26年度	8,889,173	△ 44,445,865
平成27年度	8,889,173	△ 35,556,692
平成28年度	8,889,173	△ 26,667,519
平成29年度	8,889,173	△ 17,778,346
平成30年度	8,889,173	△ 8,889,173
平成31年度	8,889,173	0

しかしながら、次の表に示したとおり、実際の差異の解消状況はスケジュールとは異なったものとなっている。

定年退職を前提とした要支給額（定年退職要支給額）との対比では、約24百万円（AとBとの差額）の解消不足が生じている。

なお、退職給付引当金の積立ては、会計基準変更時差異の定額法に基づく費用処理額のみであり、取崩し額は実際支給金額を基に行われている。

正しくは、勤続年数の増加に伴う要支給額の増減、給与水準の変動に伴う要支給額の増減、退職金規程の変更（支給率の変更等）に伴う要支給額の増減など、要支給額自体の増減に対応して積立てを行う必要があるが、要支給額の増減に伴った積立てが行われていないことが、解消不足が生じている要因となっている。

<実際の要支給額との差額の解消状況（定年退職ベース）>

年度	退職給付引当金 期末残高	定年退職 要支給額	差額
平成 20 年度	100,775,986	198,556,896	△ 97,780,910
平成 21 年度	96,436,621	185,617,144	△ 89,180,523
平成 22 年度	105,325,794	212,639,789	△ 107,313,995
平成 23 年度	107,500,310	203,379,246	△ 95,878,936
平成 24 年度	115,875,807	203,119,109	△ 87,243,302
平成 25 年度	124,764,980	201,733,756	△ 76,968,776

(B)

次の表は、自己都合理由による退職を前提とした要支給額と引当金期末残高との差額を示したものである。年度末では実際には定年に達していないため、自己都合理由による退職を前提とした要支給額（自己都合要支給額）を基準として退職給付引当金を積み立てる方法もある。

この考え方によれば、不足額は少なくなることとなる。

<実際の要支給額との差額の解消状況（自己都合ベース）>

年度	退職給付引当金 期末残高	自己都合 要支給額	差額
平成 20 年度	100,775,986	—	—
平成 21 年度	96,436,621	149,753,590	△ 53,316,969
平成 22 年度	105,325,794	162,722,865	△ 57,397,071
平成 23 年度	107,500,310	163,153,628	△ 55,653,318
平成 24 年度	115,875,807	167,750,185	△ 51,874,378
平成 25 年度	124,764,980	167,807,539	△ 43,042,559

(C)

しかしながら、群馬県スポーツ協会においては、以下の理由から自己都合要支給額に基づく積立ては妥当とは言えない。

- ✓ 平成 21 年度における会計基準変更時差異の計算は、定年退職を前提とした要支給額（定年退職要支給額）に基づいて行われていること。
- ✓ 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間に於いて、7 名の定年退職が予定されており、自己都合要支給額による積立てでは、引当不足となってしまうこと。

なお、会計方針の記載は、単に「要支給額」となっており、「要支給額」が自己都合、定年退職、何れを前提としているかが明確となっていない。

【指摘事項 9】

退職給付会計基準の導入に伴う会計基準変更時差異に関しては、11年間にわたって定額法により費用処理する方法を採用しており、公益法人会計基準の運用指針(附則3)に則したものであり妥当な会計処理である。この方法に従えば、平成31年度末には退職給付引当金と退職金の期末要支給額とは一致することとなる。

しかしながら、定年退職を前提とした要支給額(定年退職要支給額)との対比では、平成25年度末において約24百万円の解消スケジュールに対する遅れ(不足)が生じており、要支給額の増減に伴った積立てが行われていないことがその要因となっている。

退職給付引当金の計上基準は、「職員の退職給与に備えるための当期末要支給額に相当する金額を計上している」となっているが、「要支給額」が自己都合、定年退職、何れを前提としているかが明確となっていない。

また、退職給付引当金の積立ては、会計基準変更時差異の定額法に基づく費用処理額のみであり、要支給金額の増減に対応した積立てが行われていない。

したがって、要支給額に対して退職給付引当金の不足が生じない、あるいは計画的な解消が達成できるような計上基準を設定するとともに、会計方針の内容をより明確に規定すべきである。

群馬県スポーツ協会の過去の会計処理及び今後の退職予定を鑑みると、定年退職を前提とした要支給額(定年退職要支給額)に基づく計上が適切であると考えられる。

なお、状況により必ずしも定年退職を前提とした要支給額が求められる訳ではなく、自己都合要支給額を基本としつつ、定年5年前から自己都合と定年退職との差額を定期的に積み立てるなどの方法も考えられる。

<参考>

「公益法人会計基準」の運用指針(附則)

3. 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の取扱いについて

退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異については、平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度から12年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。なお、既に退職給付会計の導入が行われている公益法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行うものとする。